

平成23年さいたま市議会9月定例会提出議案一覧

合計36件(予算議案6件・決算議案4件・条例議案6件・一般議案10件・道路議案2件・人事議案8件)

予算議案

- 議案第104号 平成23年度さいたま市一般会計補正予算(第5号)
- 議案第105号 平成23年度さいたま市一般会計補正予算(第6号)
- 議案第106号 平成23年度さいたま市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第107号 平成23年度さいたま市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第108号 平成23年度さいたま市水道事業会計補正予算(第1号)
- 議案第109号 平成23年度さいたま市下水道事業会計補正予算(第2号)

決算議案

議案第110号～議案第113号 決算の認定について

(内容)

- ・平成22年度さいたま市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・平成22年度さいたま市水道事業会計決算の認定について
- ・平成22年度さいたま市病院事業会計決算の認定について
- ・平成22年度さいたま市下水道事業会計決算の認定について

条例議案

議案第114号 さいたま市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(所管課所・市民・スポーツ文化局区政推進室)

岩槻区役所が岩槻駅東口に立地するワッツ東館内に移転することに伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- 1 岩槻区役所の位置の改正
 - ・岩槻区役所の位置について、「本町6丁目1番1号」を「本町3丁目2番5号」に改めるもの。
- 2 さいたま市福祉事務所設置条例の一部改正
 - ・さいたま市岩槻福祉事務所の位置について、「本町6丁目1番1号」を「本町3丁目2番5号」に改めるもの。

(施行期日) 平成24年1月4日

議案第115号 さいたま市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局福祉部福祉総務課)

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正により、災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲に兄弟姉妹が加わったことに伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- 1 兄弟姉妹に対する災害弔慰金の支給

- ・ 死亡者の配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合に、死亡者と同居し、又は生計を同じくしていた兄弟姉妹に対し、災害弔慰金を支給することとするもの。

2 適用

- ・ 平成23年3月11日以後に生じた災害に係る災害弔慰金の支給について適用することとするもの。

(施行期日) 公布の日

議案第116号 さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・環境局資源循環推進部産業廃棄物指導課)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正により、一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設に係る熱回収施設の設置者の認定等に関する手数料を新設するほか、規定の整備を行うもの。

(内容)

- ・ 手数料の新設

| 区分 | 基準 | 金額 |
|--------------------------------------|-------|---------|
| 一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設の設置者の認定の申請に対する審査 | 1件につき | 33,000円 |
| 一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設の設置者の認定の更新の申請に対する審査 | 1件につき | 20,000円 |
| 産業廃棄物処理施設に係る熱回収施設の設置者の認定の申請に対する審査 | 1件につき | 33,000円 |
| 産業廃棄物処理施設に係る熱回収施設の設置者の認定の更新の申請に対する審査 | 1件につき | 20,000円 |

(施行期日) 平成23年11月1日等

議案第117号 さいたま市文化芸術都市創造条例の制定について

(所管課所・市民・スポーツ文化局スポーツ文化部文化振興課)

総合的かつ持続的な文化芸術の振興を図り、市民等が生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市を創造するため、条例を制定するもの。

(内容)

1 基本理念

- ・ 文化芸術都市の創造に当たっては、市民等が愛着と誇りを持つことができる活力のある都市の形成の推進が図られるものとする等とするもの。

2 責務及び役割

- ・ 市の責務及び市民等の役割を定めるもの。

3 文化芸術都市の創造のための計画

- ・ 文化芸術都市の創造に関する施策について、総合的かつ計画的な実施を図るため、計画を策定するもの。

4 文化芸術都市の創造に関する施策

- ・ 市は、文化芸術活動を行う者及びこれらの者を支えるボランティアの育成、支援その他の必要な措置を講じること等文化芸術都市の創造のために必要な施策を推進するもの。

5 財政上の措置

- ・ 市は、文化芸術都市の創造に関する施策の実施のため、必要な財政上の措置を講じるもの。

6 審議会の設置

- ・ 計画の策定及び文化芸術都市の創造に関する施策について、市長の諮問に応じ、調査審議するため、さいたま市文化芸術都市創造審議会を設置するもの。

(施行期日) 公布の日

議案第 1 1 8 号 さいたま市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・都市局都市計画部みどり推進課)

放送法等の一部を改正する法律の施行に伴い、放送形態に関する制度が統合するため、規定の整備を行うもの。

(内容)

1 放送法の一部改正に伴う規定の整備

- ・ 放送関連 4 法の放送法への統合に伴い、規定の整備を行うもの。

2 有線放送電話に関する法律の廃止に伴う規定の整備

- ・ 有線放送電話業務の用に供する線路等を収容するための施設の設置等に係る行為について、許可又は協議を要しないこととする規定を削除し、その他規定の整備を行うもの。

(施行期日) 公布の日

議案第 1 1 9 号 さいたま都市計画事業江川土地地区画整理事業施行規程等の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・都市局まちづくり推進部岩槻まちづくり事務所)

岩槻まちづくり事務所が岩槻駅東口に立地するワッツ東館内に移転することに伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 さいたま都市計画事業江川土地地区画整理事業施行規程の一部改正

- ・ 事務所の所在地について、「本町 6 丁目 1 番 1 号」を「本町 3 丁目 2 番 5 号」に改めるもの。

2 さいたま都市計画事業南平野土地地区画整理事業施行規程の一部改正

- ・ 事務所の所在地について、「本町 6 丁目 1 番 1 号」を「本町 3 丁目 2 番 5 号」に改めるもの。

3 さいたま都市計画事業岩槻駅西口土地地区画整理事業施行規程の一部改正

- ・ 事務所の所在地について、「本町 6 丁目 1 番 1 号」を「本町 3 丁目 2 番 5 号」に改めるもの。

(施行期日) 平成 2 4 年 1 月 4 日

一般議案

議案第120号 (仮称)大宮駅西口第四地区複合施設建設(建築)工事請負契約について
(所管課所・子ども未来局保育部幼児政策課)

(内容)

- 1 契約の目的
(仮称)大宮駅西口第四地区複合施設建設(建築)工事
- 2 契約の方法
一般競争入札
- 3 契約金額
11億3,449万2,240円
- 4 契約の相手方
三ツ和・江田・ハイシマ特定共同企業体

議案第121号 (仮称)大宮駅西口第四地区複合施設建設(電気設備)工事請負契約について
(所管課所・子ども未来局保育部幼児政策課)

(内容)

- 1 契約の目的
(仮称)大宮駅西口第四地区複合施設建設(電気設備)工事
- 2 契約の方法
一般競争入札
- 3 契約金額
2億8,423万3,950円
- 4 契約の相手方
旭・新生特定共同企業体

議案第122号 (仮称)大宮駅西口第四地区複合施設建設(機械設備)工事請負契約について
(所管課所・子ども未来局保育部幼児政策課)

(内容)

- 1 契約の目的
(仮称)大宮駅西口第四地区複合施設建設(機械設備)工事
- 2 契約の方法
一般競争入札
- 3 契約金額
3億2,049万1,500円
- 4 契約の相手方
アステック・渡邊組特定共同企業体

議案第123号 さいたま市旧クリーンセンター与野解体撤去工事請負契約について
(所管課所・環境局施設部環境施設課)

(内容)

- 1 契約の目的

さいたま市旧クリーンセンター与野解体撤去工事

- 2 契約の方法
一般競争入札
- 3 契約金額
2億8,511万円
- 4 契約の相手方
フジタ・エム・テック特定共同企業体

議案第124号 財産の取得について（（仮称）高木スポーツ広場用地）

（所管課所・都市局都市計画部都市公園課）

（仮称）高木スポーツ広場事業用地を取得するため、議決を求めるもの。

（内容）

- 1 物件の表示
 - (1) 所在地 さいたま都市計画事業大宮西部特定土地区画整理事業地内30街区1画地
 - (2) 取得面積 1万3,539.96平方メートル
- 2 取得先
独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部
- 3 取得額
2億7,079万9,200円

議案第125号 財産の取得について（災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車（30m級））

（所管課所・消防局警防部警防課）

災害現場における消火活動及び救助活動に必要な災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車（30m級）を取得するため、議決を求めるもの。

（内容）

- 1 物件の表示
災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車（30m級） 1台
- 2 取得先
株式会社モリタテクノス東日本営業部
- 3 取得額
1億6,485万円

議案第126号 財産の取得について（救助工作車（型））

（所管課所・消防局警防部警防課）

救助現場における救助活動に必要な救助工作車（型）を取得するため、議決を求めるもの。

（内容）

- 1 物件の表示
救助工作車（型） 1式（一般救助用資機材積載車1台及び高度救助用資機材積載車1台）
- 2 取得先
帝商株式会社埼玉営業所

3 取得額

1億2,579万円

議案第127号 財産の取得について(高規格救急自動車)

(所管課所・消防局警防部警防課)

救急現場における高度な救急救命活動に必要な高規格救急自動車を取得するため、議決を求めるもの。

(内容)

1 物件の表示

高規格救急自動車 3台

2 取得先

埼玉トヨタ自動車株式会社

3 取得額

8,857万8,000円

議案第128号 埼玉県都市競艇組合を組織する地方公共団体の数の減少、同組合の規約の変更及び財産処分について

(所管課所・経済局経済部経済政策課)

鳩ヶ谷市の埼玉県都市競艇組合からの脱退に伴い、同組合を組織する地方公共団体の数が減少すること、同組合の規約を変更すること及び鳩ヶ谷市の脱退にかかわらず同組合の財産を同組合に帰属させることについて協議するため、議決を求めるもの。

議案第129号 首都高速道路株式会社が行う高速道路事業の変更に対する同意について

(所管課所・建設局土木部道路計画課)

首都高速道路株式会社が埼玉県道高速さいたま戸田線(以下「埼玉線」という。)の料金の額を変更することについて、本市内における区間の道路管理者として同意をするため、その議決を求めるもの。

(内容)

1 料金の算定方法の変更

(1) 首都高速道路の均一料金制(埼玉線については1台につき、普通車400円及び大型車800円)を廃止するもの。

(2) 首都高速道路(埼玉線を含む。)を通行する普通車及び大型車の料金の額について、普通車500円から900円まで及び大型車1,000円から1,800円までの間で料金距離区分に応じた額とするもの。

2 割引制度の新設及び廃止

(1) 平成24年1月1日から平成26年3月31日までの間、電気自動車割引、埼玉線内のみの利用割引等を実施するもの。

(2) 曜日別時間帯別割引等を廃止するもの。

3 実施予定期日

・ 平成24年1月1日

道路議案

議案第130号 市道路線の認定について
(所管課所・建設局土木部土木総務課)

(内容)

| | | |
|----|------|-------|
| 一般 | 27路線 | |
| 開発 | 15路線 | 計42路線 |

議案第131号 市道路線の廃止について
(所管課所・建設局土木部土木総務課)

(内容)

| | | |
|----|------|-------|
| 一般 | 15路線 | |
| 開発 | 2路線 | 計17路線 |

人事議案

議案第132号～議案第134号 人権擁護委員候補者の推薦について
(所管課所・総務局総務部総務課)

人権擁護委員候補者として推薦するため、議会の意見を求めるもの。

議案第135号～議案第139号 さいたま市議会資産等公開審査会委員の委嘱について
(所管課所・総務局総務部総務課)

さいたま市議会資産等公開審査会委員として委嘱するため、議会の同意を求めるもの。